

宇部72カントリークラブ研修会 会則

第1条（目的） 宇部72カントリークラブ（以後、クラブという）会員がゴルフ技術と行動の向上を図る場とするとともに本研修会活動を通じ競技運営の習得と改善を行う。

第2条（研修会活動） ①研修会競技の実施、②講習会の開催を研修会の基本活動とする。 研修会競技は月1回程度の開催とし、「研修会競技実施要領」に細目を定める。講習会（レッスンを含む。）はゴルフ技術とゴルフ規則を対象とする。クラブ担当者（事務局）はこれら活動予定をインターネットホームページ（会員ログインページ）に掲載する。

第3条（参加資格） クラブ会員は誰でも研修会活動に参加することができる。

第4条（研修会活動推進組織） 会長、幹事、クラブ担当者並びに協力プロで構成する。総支配人と競技委員長は会長を推薦・選任し、その任期は1年間とするが再任を妨げない。会長は研修会活動を統括し、幹事と役割を分担して研修会活動を推進する。幹事は立候補制とする。総支配人はクラブ担当者を選任する。クラブ担当者は、会長及び幹事を補佐して研修会活動の広報と総務を担当する。

第5条（資料、備品、活動記録） 研修会活動に関する資料及び講習用備品を東コース会員ルームに保管する。クラブ会員は、これを自由に閲覧したり使用したりすることができる。活動は Microsoft OneDrive（運営記録）及び Google Drive（公表記録）に記録・保管する。

第6条（研修会活動参加申し込み、等） 宇部72カントリークラブ研修会への入会申し込みはクラブ受付（0836-65-5151）に申し込み、各月の研修会への参加申し込みはSNS上で行い、定員になり次第終了する。

第7条（会費、等） 会費は無料。但し、研修会競技の参加料 2000 円/人をプレー代と合わせて徴収し、競技運営及び賞の基金とする。

第8条（研修会活動推進メンバー）

会長：鹿嶋英一郎

幹事：田村泰介（会長補佐）、上田兼太郎（会長補佐）、田村尚、高松次雄

クラブ担当者：平野支配人

協力プロ：松永一成

第9条（本会則の改廃） 会長は本会則について年1回以上レビューを行い、改廃あるときは会長が起案し総支配人及び競技委員長が承認して行うものとする。

制定：2017年9月吉日

改定：2024年3月吉日 （第7回）